こども家庭審議会障害児支援部会	
第20回(R8.7.22)	参考資料１

最近の障害児支援行政の動向について

こども家庭庁支援局障害児支援課

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまんなか
こども家庭庁

最近の障害児支援行政の動向について

No	内容	ページ番号
1	障害児支援関連の各種閣議決定等について	3
2	障害児支援関連の令和８年度当初予算について	10

１．障害児支援関連の各種閣議決定等について

こどもまんなか実行計画2026　概要

こどもまんなか
こども家庭庁

〇こどもまんなか実行計画は、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の下、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、2026年度、特に力を入れて取り組むべき施策の基本的方向性や具体的施策等について示す。
〇こども家庭庁の発足以来３年間で、保育士等の処遇改善や待機児童の減少等の取組は着実に進展。一方、少子化に歯止めがかかっておらず、小中高生の自殺者数、いじめ重大事態の発生件数等は過去最多。
〇今を生きるこどもたちが自己肯定感を持つことができ、現在及び、将来にわたって自身にとって幸せな状態（ウェルビーイング）を実現するとともに個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現等の少子化対策を推進する。こどものウェルビーイング向上は、少子化対策の基盤であり、社会構造・環境の様々な変化を踏まえた複合的な課題に対応しつつ、両者を車の両輪として総合的な施策を推進。

こどもまんなか実行計画2026において特に取り組むべき施策

1　基本的な方向性

（１）こどもと子育てに関わる者の幸せな状態（ウェルビーイング）の実現
（２）こどもの命と安全・安心を徹底的に守る
（３）こどもへの支援行政と成育行政の連携の一層の強化
（４）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と切れ目ない支援
（５）社会構造・環境の変化を踏まえた若者支援
（６）企業等と連携した社会・職場環境等の変革
（７）持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保
（８）こども・若者や利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し
（９）地方公共団体との連携の強化
（10）さらなる省力化・簡素化・ＤＸによる地方公共団体等負担軽減

2　具体的施策

1 健やかで質の高い成育環境の提供

①青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備
②いつでもどこでも、安心してこどもが過ごせる環境づくり：犯罪・事故・虐待・災害等からこどもを守る安全基盤の整備、CDRの推進　等
③こども性暴力防止法の着実な施行等
④誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備：交通費・宿泊費支援による医療資源のない地域の医療アクセス確保、新たな給付体系の導入に向けた議論、妊婦健診における経済的負担の軽減、産後ケアの充実、出産・妊婦健診・産後ケアのサービス内容や費用等の見える化、「こどもホスピス」の普及　等
⑤「はじめの100か月」の育ちの環境整備と幼児期の教育・保育の推進：母子保健と児童福祉、教育の連携推進、育ちを支える地域の連携体制の構築、「こども誰でも通園制度」の制度改善、地域に開かれた保育の推進、３要領・指針の告示改正に向けた一体的な検討、自然体験活動等の充実、全てのこどもに等しく質の高い育ちの環境を提供するための保育のあり方　等
⑥こどものための体験機会の提供：地域での体験活動の保障、児童福祉文化財の推進、自然・文化芸術等の体験機会の提供等の拡充　等
⑦子育てしやすく支えのある環境づくり・少子化対策：加速化プランに基づく少子化対策の着実な実施、「共育（トモイク）プロジェクト」を通じた社会的機運醸成、地域で子育てを支える住環境の整備、子育て期の経済的負担の軽減、病児保育の充実、地域働き方・職場改革の推進　等
⑧こどもや子育て家庭の居場所づくりの推進：肯定的体験（いわゆる"PCEs"）増加の取組充実、放課後児童クラブの受け皿確保、年齢層に応じた居場所づくり推進　等
⑨学童期・思春期の多様な学びと成長機会の保障：次期学習指導要領に向けた検討、豊かな学びや体験の充実、放課後の体験機会の支援、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組推進　等

2 困難な状況にあるこどもたちのニーズ発見と、地域一体の支援

①こどもの自殺対策の強化：「こどもの命と安全を徹底的に守る」大臣プロジェクト2026～こども・若者自殺防止総力戦略～を踏まえた地方公共団体と総力を挙げた対策推進、「こどもの自殺対策推進パッケージ」に基づく総合的な施策推進、協議会の設置促進、ICT・AI活用検討を含む自殺リスクの早期発見　等
②虐待防止対策体制の強化、社会的養護の充実：こども家庭センターの設置促進・機能強化、児童相談所等の相談支援体制強化、里親等委託・施設の小規模かつ地域分散化等の推進　等
③いじめ防止対策・不登校対策の強化：校内教育支援センター等の設置促進、地域全体での支援の推進　等
④こどもの貧困対策・ひとり親家庭等支援の強化：教育・生活・食・就労・相談支援の一体的強化、就学援助や高校授業料支援等の着実な実施、ひとり親家庭等の多面的・伴走型の支援推進　等
⑤こどもの最善の利益を確保するための離婚前後の家庭への支援：養育費・親子交流の取決めや履行確保の促進 等
⑥障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等：医療的ケア児、聴覚障害児等の障害児や発達に特性のあるこどもへの早期からの切れ目ない支援
⑦多様な背景を持つこどもたちへの支援
⑧こどもの視点に立った切れ目のない政策の推進：こども家庭センターを中核とした多分野の機関等が連携した包括的・継続的な支援体制整備、個人情報に配慮したデータ連携基盤の検討、非常に大きなストレス（いわゆる"ACEs"）のリスク因子減少と肯定的体験（いわゆる"PCEs"）の増加を目指した分野横断的な施策展開　等

3 若者が希望を持ち選択できる環境の整備

①若者政策の基本設計（グランドデザイン）：自律性や自己肯定感、多様な他者との関係構築も含む基本設計、ユニバーサルな居場所づくり、包括的支援モデル事例構築　等
②若者たちの実情を知り、声を聴く取組の推進：若者10万人の総合調査、審議会・懇親会等への若者委員の登用促進　等
③困難に直面する若者支援の推進：子ども・若者総合相談センター等の関連機関の相互連携の強化、ヤングケアラー等の困難を抱える若者にアプローチできる体制づくり、体験・居住支援・就労支援と連携した切れ目ない支援　等
④若者政策の推進：いつでも再挑戦できる社会環境の構築、高校教育改革、プレコンセプションケアの推進　等

4 産・官・学の総力を挙げた「こどもまんなか社会」の実現

①国と地方の連携強化：こども政策に関する国と地方の協議の場、人口減少を踏まえた地方の子育て環境推進に向けた検討、子育ての地域間格差の解消、地方公共団体の負担軽減　等
②地方公共団体と民間団体との連携を通じた地域におけるこどもまんなかの推進等：地方公共団体と民間団体との連携、こどもまんなか社会実現プラットフォームの推進
③民間事業者等による質の高い子育て支援サービスの推進：認可外保育施設における保育の質の向上、ベビーシッターや家事支援の利用促進、小学生の居場所の多様化　等
④「こどもとともに成長する企業構想」の推進：民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組むための、金融機関等と連携した支援と環境の整備
⑤研究機関等と連携した、こども関連研究の推進：研究機関・研究者との連携強化を含む研究機能・体制の強化、長期調査の推進　等

5「こどもまんなか」を支える基盤の確保

①こどもの権利の普及啓発、相談救済機関の活動推進：経済界と連携したこどもの権利とビジネス原則の普及啓発・実践を含む、広く社会に向けたこどもの権利の周知・啓発、地方公共団体によるこどもの相談救済機関等の設置促進 等
②こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進：「こども若者★いけんぷらす」を通じた参加機会の拡大や環境整備等の充実、地域人材の養成や好事例の横展開等による地域の取組促進等
③こどもを支えるおとなたちへの支援：保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、公定価格の見直しや事業所の運営の支援等の検討、地域区分の見直し等の検討、学校の働き方改革の加速、新たな「定数改善計画」として公立中学校35人学級等の実現、こどもに関わる専門職の育成・確保の推進　等
④こども政策ＤＸの推進
⑤こども施策や子育て支援策等の広報啓発の推進：「伝える」広報から「伝わる」広報を目指したSNS内外のチャネルの積極的活用、誤情報拡大防止　等
⑥こども施策の検証・評価とこども予算の「全部見える化」：こども家庭審議会等の司令塔機能強化の方向性についての研究　等

中長期的課題となる取組「こども家庭庁の司令塔機能の在り方について、継続的に検討。また、調査研究機能・体制の構築に向けて検討する。」

こどもまんなか実行計画2026（障害児支援関係抜粋）

こどもまんなか
こども家庭庁

Ⅱ　こどもまんなか実行計画2026において特に取り組むべき施策

1　基本的な方向性

（1） こどもと子育てに関わる者の幸せな状態（ウェルビーイング）の実現

こども施策を進めるに当たっては、こども、若者、子育て当事者である親を含めた保護者を始めとしたこどもの育ちに関わる全ての人々について、身体的・精神的・社会的ウェルビーイングを総合的に実現していく必要があり、様々な観点を考慮しながら施策を検討していく。その際、こどものウェルビーイングについては、こどもが自己肯定感を持ち、主体的に自らにとって幸せな状態を実現できることを基本とし、安心できる居場所の中で社会に関わりながら希望を持てる状態となるよう配慮する。あわせて、こども・若者・子育てに関わる者それぞれの視点でウェルビーイングの実現を図っていく。

（4）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と切れ目ない支援

こどもや若者たちの考え方・ライフスタイルの多様化や、こどもたちそれぞれの身体的・精神的特性や、国籍、文化的背景等を踏まえて、多様なこどもや若者たちが、地域全体で包容されるよう、こどもを支える基盤を整備していく。その際、特に生きづらさを抱えるこどもや子育てに困難を抱える家庭など、周縁化されがちな状況に置かれた当事者の経験や声に学び、施策の改善に生かす視点を重視する。

（7）持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保

人口減少が進む中で、こども一人一人に必要な支援や学びの質を確保し続けるためには、それを担う人材を含む提供体制が持続的に維持されることが不可欠である。こどもを支えるおとなたちが安心して専門性を発揮できることを前提とし、持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保を進める。

（8）こども・若者や利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し

こども・若者や子育て当事者のウェルビーイングの向上に資する環境を実現するため、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、安全・安心に過ごせる居場所の有無等を把握するとともに、制度や事業の分かりにくさ、情報・物理的アクセス、利用上の負担、支援の途切れといった課題等を踏まえ、施策を個別に整備するだけでなく、制度や提供体制全体を捉え直していく必要がある。あわせて、年齢や分野、所管を超えた施策間の連携を強化し、こども・利用者にとって切れ目なく、利用しやすい支援を施策横断で一体的に構築し、当事者にとって必要な支援を確実に届ける。

（9）地方公共団体との連携の強化

こども施策の多くは地方公共団体において実施されており、地方公共団体には、自治体こども計画に必要な施策を位置づけ、計画的に取り組んでいただくことが重要である。そして、その実効性を高めるためには、国と地方公共団体が緊密に連携して取り組むことが不可欠である。人口減少の状況等、地方公共団体ごとの課題に違いがある中においても、全国的な施策の方向性と地域の実情に即した取組が両立するよう、国と地方公共団体が一体となって施策を推進する。

（10）さらなる省力化・簡素化・DXによる地方公共団体等負担軽減

こども施策を現場や利用者に実効性を持って届けるためには、制度や手続を分かりやすくすること、運営の負担を軽減していくことが必要である。（8）の方針とも相まって、人口減少や担い手不足が進む中においても支援の質や持続可能性を確保する観点から、テクノロジーの活用を含めて制度や運営の在り方を不断に見直し、省力的で効率的な仕組みづくりを推進する。

こどもまんなか実行計画2026（障害児支援関係抜粋）

こどもまんなか
こども家庭庁

Ⅱ　こどもまんなか実行計画2026において特に取り組むべき施策

２　具体的施策

（1）健やかで質の高い成育環境の提供

②いつでもどこでも、安心してこどもが過ごせる環境づくり（一部抜粋）

災害時のこどもの居場所づくりや意見反映に関する周知啓発を進めるとともに、被災地学び支援派遣等枠組み（D－EST：Disaster Education Support Team）の充実を図る。

あわせて障害児、医療的ケア児も含めて安心して避難生活を過ごせる体制整備等を推進することで災害時でもこどもが安心して過ごし、学ぶことができる環境を確保する。

（2）困難な状況にあるこどもたちのニーズ発見と、地域一体の支援

⑥障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等

保育所等、放課後児童クラブ、児童発達支援センターや放課後等デイサービス等、学校等の関係者が連携しながら、制度の持続可能性等も踏まえつつ、地域における障害児支援体制の強化とインクルージョン推進のための取組を一層進める。ライフステージに応じて、生涯にわたる学習機会の確保など、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。医療的ケア児、聴覚障害児、強度行動障害の状態にある児を含めた専門的支援が必要なこどもへの支援や、発達に特性のあるこどもとその家族への早期からの切れ目ない発達支援・家族支援等を推進する。全国で質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築に向けた教材の作成等の支援人材の育成・確保等に取り組む。

インクルーシブ教育システムの実現に向けて、特別支援学校と小中高等学校を一体的に運営するモデル構築や、教育と福祉等の関係機関の連携の促進、発達障害のある児童生徒を含む全ての障害のある児童生徒に対する切れ目ない支援に取り組む。さらに、特別支援教育を担う教師の専門性向上、医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成、多様な支援スタッフの配置促進や通常の学級におけるデジタル学習基盤の活用や合理的配慮の提供などによる重層的な指導・支援を含め、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための特別支援教育の充実に取り組む。

経済財政運営と改革の基本方針2026（障害児支援関係）

経済財政運営と改革の基本方針２０２６（令和８年７月21日閣議決定）　（抜粋）

第３章　責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

２．全世代型社会保障の構築

（２）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

医療・介護・障害福祉等の分野の技術の発展と普及を支援し、ＤＸ／ＡＸ、多職種連携を含むチーム医療等による生産性の向上と職員配置の柔軟化に向けた一層の取組を図るとともに、経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行する。・・・次期介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定では、経営データベースの整備・活用を含め、2026年度診療報酬改定における各般の取組を参考にしつつ、介護・障害福祉分野の賃上げの状況や介護・障害福祉サービス等事業者の経営状況等を把握した上で、補装具費支給基準額も含め、物価の変動に適切に対応するとともに、他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る。障害福祉サービス等の費用の急伸への対応を含め、サービスの質の確保・向上と制度の持続可能性の確保のための報酬や制度の在り方を検討する。あわせて、医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。・・・中山間・人口減少地域での柔軟な介護・障害福祉サービスの提供を推進する。・・・

３．主要分野ごとの重要課題と取組方針

（１）少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進

逆境からこどもを守り抜くための支援を強化する。潜在的に支援が必要なこども等の情報を早期に把握できるようにするとともに、居場所づくりを進め、こどものいる貧困世帯、ひとり親家庭や離婚前後の家庭、ヤングケアラー、困難な状況にある妊産婦の支援、児童相談所の体制強化等の児童虐待防止対策、里親委託を含む社会的養護や特別養子縁組、発達障害児・医療的ケア児等の障害児支援やインクルージョン、多様な背景の児童への取組、こどもの死亡検証を推進する。

日本成長戦略（障害児支援関係）

日本成長戦略（令和８年７月21日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決

５．労働市場改革

（２）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ　ⅰ）処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上

17の戦略分野や、建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野等の業所管省庁と厚生労働省、経済産業省、文部科学省が、業界団体や大学等と連携して、スキルの標準化・可視化から、教育訓練体系の整備、教育訓練プログラムの開発・提供まで、一気通貫でリ・スキリング支援を行う。人材開発支援助成金も含め、効果的にプログラムの開発が進むような支援の充実について検討するとともに、各分野の所管大臣がプログラム認定制度を創設した場合、その適切性を所管省庁と厚生労働省が連携して精査した上で、専門実践・特定一般教育訓練給付金の対象とすることを検討する。

各種リ・スキリング・職業関連情報サイトについては、厚生労働省を始め、経済産業省、文部科学省、デジタル庁等の関係省庁で連携し、最終的な一本化を目指し、早期に一体的な提供を実現する。さらに、職業能力開発を効果的に推進するため、教育訓練給付金の指定講座の効果把握や申請・審査プロセス等の合理化、実績・成果の検証を踏まえた教育訓練給付金及び人材開発支援助成金の見直しや支援の重点化について検討する。

さらに、医療・介護・障害福祉分野の現場においても、テクノロジー等を活用して生産性向上を担う人材を育成するため、上記の一連のリ・スキリングに係る取組を推進する。あわせて、これらの分野での生産性向上等に向け、関係省庁で連携して好事例や支援ツールの収集・整理を行い、ハローワーク等の労働関係機関や中小企業団体などにおける活用を図る。生産性の向上については、サービスの質の向上や、現場の負担軽減を通じた職場環境の改善につながる点でも重要である。…障害福祉分野においても、介護分野の取組を踏まえつつ、生産性向上の取組支援を実施する。

７．賃上げ環境整備

（２）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ ⅵ)医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和７年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和８年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

地方からの提案等に関する対応方針（障害児支援関係）

※今後対応方針に基づき措置を実施する必要があるもの

令和６年の地方からの提案等に関する対応方針（令和６年12月24日閣議決定）（抜粋）

【児童福祉法（昭22法164）関連】

（viii）障害児通所支援（６条の２の２第１項）については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。

- （略）
- 指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等（21条の５の19第３項）については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和８年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年12月23日閣議決定）（抜粋）

【児童福祉法（昭22法164）関連】

（vii）障害児通所給付決定の更新に係る障害児又は障害児の保護者との面接（21条の５の６第２項）については、通所給付決定事務の実態を踏まえ、オンライン等での面接の可否について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【児童福祉法（昭22法164）、国民健康保険法（昭33法192）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）関連】

各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（児童福祉法57条の２第２項、国民健康保険法65条３項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律８条２項）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和８年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

２．障害児支援関連の令和8年度当初予算について

令和８年度予算における主な事項（障害児支援関係）

令和８年度予算　5,440億円の内数＋0.7億円（デジタル庁一括計上）

（１）良質な障害児支援の確保　5,202億円

- 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう、必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

【参考：令和７年度補正予算】

○ **必要な障害児支援に係る経費の確保**　616億円

○ **令和７年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の人件費の改定**　３億円

・障害児入所施設等に従事する職員の人件費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

（２）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進　【一部新規】【拡充】　206億円の内数＋0.6億円

- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組を実施する。
- 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

【参考：令和７年度補正予算】

○ **地域のインクルージョン総合支援推進事業**　１億円

・地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、自治体にインクルージョン推進員を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

令和８年度予算における主な事項（障害児支援関係）

（３）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

206億円の内数【再掲】＋0.7億円（デジタル庁一括計上）

- 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援を行うほか、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。令和８年度予算においては、本事業の対象となるこどもについて、 18歳を超えて適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間に拡大するとともに、一時預かりの拡充、都道府県等による医療的ケア児用の非常用電源確保に係る支援を行う。また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健･医療･福祉･教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

（４）早期発見・早期支援等の強化

206億円の内数【再掲】

- 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

【参考：令和７年度補正予算】

○ **発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業** **３億円**

・乳幼児健診（5歳児健診を含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進するため、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解するための支援や、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ及びこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行う。

（５）性被害防止対策の実施

【参考：令和７年度補正予算】

○ **障害児安全安心対策事業** **１億円**

・障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、こどもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。

令和８年度予算における主な事項（障害児支援関係）

（６）ICTを活用した業務負担軽減・発達支援の推進

【令和７年度補正予算】

○ **地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業** **２億円**

・障害児支援分野におけるＩＣＴ活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるＩＣＴ化推進事業を実施する。

○ **障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業** **75百万円**

・加速化プランに基づき、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を実施する。

（７）医療・介護等支援パッケージ（障害児支援分）の実施

【参考：令和７年度補正予算】

○ **福祉・介護職員等処遇改善緊急支援事業** **183億円**

・障害児支援分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和８年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、処遇改善の支援を行う。

（８）その他の施策

【参考：令和７年度補正予算】

○ **障害児支援における人材育成指導者養成研修事業** **１億円**

・全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における自治体研修（令和9年度を予定）の円滑導入に向け、国における標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、実施主体向けガイドラインの作成、研修の質の確保に関する検討等による支援を行う。

○ **被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担減免の特別措置** **１百万円**

・令和６年能登半島地震における災害救助法適用地域の児童福祉法における障害福祉サービス等の利用者に対し、市町村等が利用者負担額を減免した場合は、特例として、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。

○ **事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステムの共通化** **５億円**

・障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。（厚生労働省と一体的に実施）【デジタル庁一括計上予算】